

訪問看護医療DX情報活用加算に伴う掲示について

2024年診療報酬改定により、スミヤ訪問看護ステーションは、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、より質の高い医療の提供を目指します。

上記に対して、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算致します。（マイナ保険証の利用促進にご協力ください）

訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月

【施設基準】

- 1.厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令、第1条に規定する電子情報組織の使用による請求を行っていること
- 2.健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること
- 3.医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、情報を活用して訪問看護を行うことについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
 - ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること
 - イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること
4. 3の掲示事項についてウェブサイトに掲載していること

スミヤ訪問看護ステーションは上記施設基準の届出を行い、医療DXを通じた質の高い医療を提供させていただきます。

2024年6月1日
社会医療法人スミヤ
スミヤ訪問看護ステーション